

## ✚ 貨物概要

水煮して殻をむいたうずら卵と塩水を袋に詰めたもの

製法：うずら卵を水煮した後、殻をむき、塩水及び保存料とともに袋に封入し、加熱殺菌

成分：うずら卵、食塩、保存料、水

包装：200 個／パウチ袋

## ✚ 分類

関税率表第 0408.99 号（統計番号 0408.99-090）の殻付きでない鳥卵

## ✚ 分類理由

本品は、水煮して殻をむき、保存に適する処理をした鳥卵であり、保存料と同量程度の食塩を含んだ充填液への封入は、保存のために行われたもので、調味が行われたと認められないことから、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい  
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ  
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）